

## 議第29号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第11条ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第14条の9ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第2項中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

保険料の賦課額のうち基礎賦課額及び介護納付金賦課額の上限額を改定する等の必要があるので提案する。